

東日本大震災に伴う診療報酬請求等 Q & A (第 7 版)

(第 1 の Q 5 の太字下線部を追加)

第 1 診療報酬の請求方法・一部負担金

Q 1 被災された患者さんが受診してきているが、被保険者証を持っていない場合はどうすればよろしいですか。

(答)平成 23 年 7 月 1 日以降は、通常通り、被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとなります。

ただし、7 月 1 日以降も被保険者証等の提示ができない場合は、氏名、生年月日、事業所名の申告を受けた上で受診できますが、患者さんに対し、速やかに加入している医療保険の保険者に連絡し、被保険者証等の再交付を受けるよう周知するとともに、再交付後、保険者番号及び記号・番号を当該医療機関等に連絡することを伝えるようお願いいたします。

(厚生労働省関係通知)

平成 23 年 5 月 2 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」

Q 2 一部負担金等の支払いが免除される患者さんは、どのような方ですか。

(答)平成 23 年 7 月 1 日以降は、以下の要件の 及び の両方にあてはまる場合で、保険者から交付された一部負担金等の **免除証明書**を提示した者のみ、平成 24 年 2 月 29 日まで支払いを免除する取扱いとなります。

災害救助法適用市町村(東京都を除く。)又は、被災者生活再建支援法の適用市町村に住所を有する被保険者及び被扶養者

(地震発生後、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む)

今回の地震により、次のいずれかの申立てをした者であること。

- ・住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

- ・主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- ・原子力災害対策特別措置法による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨
- ・原子力災害対策特別措置法による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨
- ・特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っている旨

（厚生労働省関係通知）

平成23年7月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その10）（7月以降の診療等分の取扱い）」

Q3 支払いが免除される一部負担金等とは、どれが対象になりますか。

（答）保険医療機関等では、以下の一部負担金等の支払いが猶予されます。

- ・一部負担金
- ・食事療養標準負担額
- ・生活療養標準負担額
- ・保険外併用療養費に係る自己負担額
- ・療養費に係る自己負担額
- ・訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・家族療養費に係る自己負担額
- ・家族訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・特別療養費に係る自己負担額

（厚生労働省関係通知）

平成23年5月2日厚生労働省保険局保険課長通知（保保発0502号）

「東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて」

Q 4 一部負担金の支払いを免除した患者さんの請求はどうするのですか。

(答)一部負担金等の支払いを免除した場合は、患者負担分を含めて、10割を審査支払機関等に請求します。
診療報酬明細書の請求方法は、Q8を参照願います。

Q 5 一部負担金等の支払いの免除はいつまで適用となりますか。

(答)平成24年2月29日まで一部負担金等の支払いを免除する取扱いとされています。

ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額については、支払いの免除の期間を平成23年8月31日までと予定されていましたが、平成23年9月以降、当面、支払いを免除する取扱いとなります。

主たる生計維持者の行方が不明である旨を申し立てした被災者の場合は、主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限られます。

なお、原子力災害対策特別措置法による、避難のための立退きまたは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象となった者で、屋内への退避に係る指示の解除の対象となった場合でも、6月までの診療等分について、6月末日まで支払を猶予する取扱いとなります。

また、原子力災害対策特別措置法による、緊急時避難準備区域の設定に係る指示の解除の対象となった場合であっても、一部負担金等の免除の対象となっている者は、追って連絡するまでの間、引き続き、当面支払いを免除する取扱いとなります。

(厚生労働省関係通知)

平成23年9月30日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その11)(7月以降の診療等分の取扱い)」

Q 6 免除証明書を持っていない患者さんの場合、一部負担金等の支払いの取扱いはどうするのですか。

(答)平成23年7月1日以降、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払いを免除する取扱いとなります。

免除証明書を持っていない場合は、窓口での一部負担金等の支払いが必要となります。

ただし、「以下の市町村国保にご加入の方」又は「以下の3県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、右欄の日から免除証明書の提示が必要となります。

| 県名 | 市町村名 | 免除証明書の提示が必要となる日 |
|-----|-------------------------------------|-----------------------|
| 岩手県 | 宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町 | 平成23年8月1日 |
| 宮城県 | 女川町 | 平成23年10月1日 |
| | 南三陸町 | 平成23年9月1日 |
| 福島県 | 田村市、南相馬市 | 平成23年8月1日 |
| | 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村 | 免除期間の終了日まで免除証明書の提示は不要 |

(厚生労働省関係通知)

平成23年7月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その10)(7月以降の診療等分の取扱い)」

Q 7 免除証明書の入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額の免除の有効期限が平成23年8月31日までとなっているものがありますが、取扱いはどうしたらいいですか。

(答) 免除証明書の取扱いについては、標準負担額の免除の有効期間が平成23年8月31日までとされているもの等がありますが、その記載内容にかかわらず、当面有効なものとして取扱うことができるとされました。

(厚生労働省関係通知)

平成23年7月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その10)(7月以降の診療等分の取扱い)」

Q 8 7月診療分以降に医療機関の窓口で一部負担金等を免除した患者さんの、診療報酬明細書(レセプト)の請求方法を教えてください。

(答) 診療報酬明細書(レセプト)は、次のとおり記載し請求をお願いします。

(紙レセプトによる請求)

- ・レセプトの欄外上部に「**災1**」と記載します。
- ・一部負担金欄に「免除」と記載します。

(電子レセプトによる請求)

- ・レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「96」と記録します。
- ・保険者レコードの減免区分に「2:免除」と記録します。
- ・摘要欄に「災1」と記録します。

なお、レセプト作成の際には、記載、記録漏れの無いようお願いいたします。

Q 9 診療報酬請求書等の記載方法を教えてください。

(答)

レセプトを紙媒体により支払基金に請求する場合には、診療報酬請求書を作成してください。

支払いを免除したレセプト(「**災1**」と記載)については、該当する区分(本人、家族等)の該当する管掌(01 協会けんぽ、06 健保組合等)の通常レセプトに合算して記載してください。

注1)オンライン又は磁気媒体により請求するレセプトについては、診療報酬請求書を作成する必要はありません。

注2)支払基金のみの取扱いとなります。

Q10 紙レセプトの束ね方はどうなりますか。

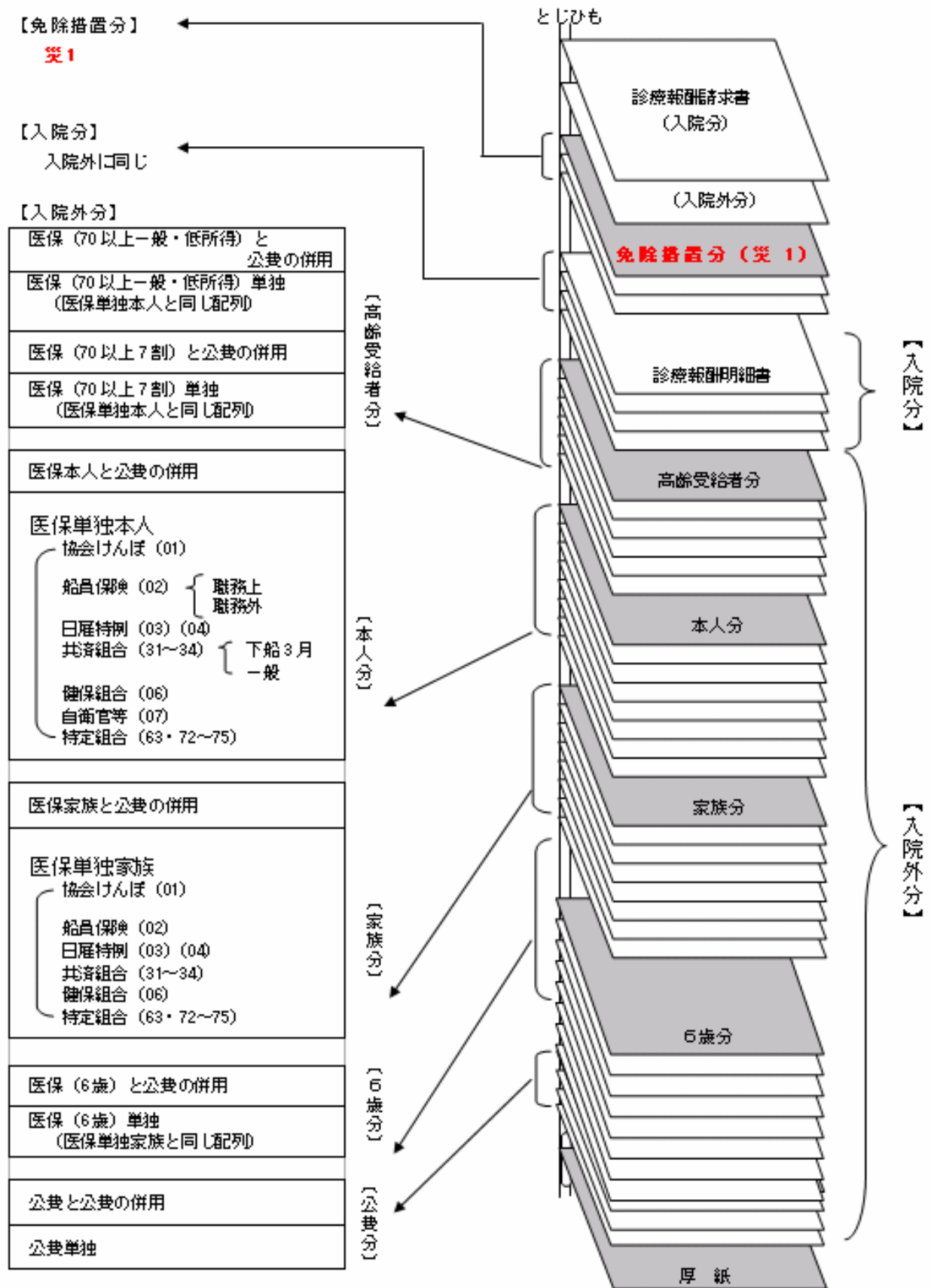
(答) 紙レセプトを支払基金に提出するときは、

「免除措置に係るレセプト(「**災1**」と記載)¹」
(Q8で作成した紙レセプトになります。)

「通常の紙レセプト」

の順に束ねて、一番上部にQ9で作成した診療報酬請求書を添付するようお願いします。

診療報酬請求書の編てつ方法（医科）



（注） 診療報酬明細書の編てつ順序は、原則として診療報酬請求書の記載順序とします。

Q11 7月1日以降は、医療機関等の窓口で免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金等は免除になりませんか。

(答) 7月1日以降は、一部負担金等免除証明書を保険医療機関等に提示しない場合、一部負担金等の支払いが必要となります。

ただし、加入する保険者による免除証明書の交付が遅れているため、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の健康保険組合又は協会けんぽの各都道府県支部に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

(厚生労働省関係通知)

平成23年5月18日厚生労働省保険局保険課事務連絡

「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等(窓口負担)の免除に関するQ&Aについて」問9

第2 公費負担医療の請求方法

Q 1 一部負担金の支払いの免除に該当する患者さんが、公費負担医療（特定疾患治療研究事業（法別51）等）の受給者証をお持ちですが、この場合の請求方法を教えてください。

（答）医療保険に係る一部負担金の支払いが免除されていますので、公費負担医療（保険優先）の対象になりません。

このため、本来、医療保険と公費負担医療の併用レセプトとして請求するものであっても、公費負担者番号及び公費受給者番号を記載することなく、医療保険単独レセプトとして請求してください。

（厚生労働省関係通知）

平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」記の3(3)

Q 2 被災された患者さんが受診してきていますが、一部負担金の支払いの免除に該当しないようです。

この患者さんは、被保険者証をお持ちで、また、公費負担医療の受給を受けているようですが公費負担医療の手帳や患者票等はお持ちではありません。

この場合の公費負担医療の取扱い及び請求方法を教えてください。

（答）被災者から、各制度の対象者であることの申し出、氏名、生年月日、住所等を確認することにより、受診できます。なお、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いです。

請求方法については、一部負担金の免除に該当しない患者さんは、通常の併用レセプトの請求になります。

この場合のレセプトについては、次のとおり記載し請求をお願いします。

なお、電子レセプトではなく紙レセプトによる請求をお願いいたします。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求していただいで差し支えありません。

医療保険

通常通りの取扱いです。

公費負担医療

(紙レセプトによる請求)

公費負担者番号及び公費受給者番号が確認できない場合

- ・公費負担者番号は、法別番号(2桁)をレセプトの「公費負担者番号」の欄に記載します。
- ・被災前の住所をレセプトの摘要欄の余白に記載します。
- ・公費受給者番号は記載しません。

公費負担者番号(8桁)、受給者番号(7桁)が確認できる場合

- ・公費負担者番号(8桁)、受給者番号(7桁)をそれぞれ記載します。このうち公費負担者番号(8桁)を記載した場合は、住所を記載する必要がありません。

(1)「結核(法別10)」、「特定疾患(法別51)」及び「小児慢性特定疾患(法別52)」については、可能な範囲内で各事業の対象疾患名を摘要欄の余白に記載します。

(2)「原爆医療の認定疾病(法別18)」及び「原爆医療の一般疾病(法別19)」については、同一の者で「認定疾病」及び「一般疾病」がある場合は、別々のレセプトで請求します。

また、「認定疾病」と「一般疾病」の特定ができない場合は、レセプト上部左上空欄に赤色で原爆と表示します。

(電子レセプト(電子媒体・オンライン)による請求)

公費負担者番号及び公費受給者番号が確認できない場合

- ・公費負担者番号は、「法別2桁+888888(6桁)」を記録します。
- ・摘要欄の先頭に住所を記録します。
- ・公費受給者番号は、「9999999(7桁)」を記録します。

公費負担者番号(8桁)、受給者番号(7桁)が確認できる場合

- ・公費負担者番号、公費受給者番号をそれぞれ記録します。

- (1) 「結核（法別 10）」、「特定疾患（法別 51）」及び「小児慢性特定疾患（法別 52）」については、可能な範囲内で各事業の対象疾患名を摘要欄の先頭に記録します。
- (2) 「原爆医療の認定疾病（法別 18）」及び「原爆医療の一般疾病（法別 19）」については、同一の者で「認定疾病」及び「一般疾病」がある場合は、別々のレセプトで請求します。
また、「認定疾病」と「一般疾病」の特定ができない場合は、摘要欄の先頭に原爆と記録します。

公費負担医療の単独レセプトについても、同様の記載（記録）になります。

なお、各制度の取扱いの詳細については、平成 23 年 4 月 15 日厚生労働省健康局総務課ほか事務連絡を参照願います。

（厚生労働省関係事務連絡）

平成 23 年 3 月 11 日厚生労働省健康局総務課ほか事務連絡

「東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて」

平成 23 年 4 月 15 日厚生労働省健康局総務課ほか事務連絡

「東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて（その 2）」

平成23年6月診療以前分の取扱い

Q 1 6月診療以前分の被保険者証等を医療機関に提示せずに受診した患者さんの、診療報酬明細書（レセプト）の請求をしたいのですが、請求方法を教えてください。

（答）診療報酬明細書（レセプト）は、次のとおり記載し請求をお願いします。

保険者を特定できるが、記号・番号が確認できない場合
（紙レセプトによる請求）

- ・保険者番号は、レセプトの所定の欄に記載します。
- ・記号・番号は、レセプトの欄外上部に赤色で「不詳」と記載します。

記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記載します。

（電子レセプト（電子媒体・オンライン）による請求）

- ・保険者番号を記録します。
- ・記号は記録しません。
- ・番号は「99999999」（9桁）を記録します。
- ・摘要欄の先頭に「不詳」と記録します。

記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記録します。

保険者も特定できない、記号・番号も確認できない場合
（紙レセプトによる請求）

- ・住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を、レセプトの欄外上部に記載します。
- ・記号・番号は、記載しません。

記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記載します。

（電子レセプト（電子媒体・オンライン）による請求）

- ・保険者番号は「99999999」（8桁）を記録し、摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合は連絡先を記録します。
- ・記号は記録しません。
- ・番号は「99999999」（9桁）を記録します。

記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記録します。

（厚生労働省関係通知）

平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」記の3

Q 2 6月診療以前分の医療機関の窓口で一部負担金を猶予した患者さんの、診療報酬明細書（レセプト）の請求をしたいのですが、請求方法を教えてください。

（答）診療報酬明細書（レセプト）は、次のとおり記載し請求をお願いします。

（紙レセプトによる請求）

- ・レセプトの欄外上部に赤色で「**災1**」と記載し、一部負担金欄に「支払猶予」と記載します。
- ・ひとりの患者さんにおいて、猶予措置等に係るレセプトと、猶予措置等の対象にならないレセプトは別様に作成し、双方を2枚1組にして、通常のレセプトとは別に束ねて請求します。
- ・ひとりの患者さんにおいて、猶予措置等に係る診療等と、それ以外の診療等を区別することが困難なレセプトは、レセプトの欄外上部に赤色で「**災2**」と記載し、一部負担金欄に「支払猶予」と記載します。また、摘要欄に「震災以前の診療に関する一部負担金等の額」を記載します。
- ・記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記載しますが、確認できない場合は、レセプトの欄外上部に赤色で「**不詳**」と記載します。

（電子レセプト（電子媒体・オンライン）による請求）

- ・「**災1**」については、
レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「96」、
保険者レコードの減免区分に「3」、
摘要欄の先頭に「**災1**」と、記録します。
- ・「**災2**」については、
レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「97」、
保険者レコードの減免区分に「3」、
摘要欄の先頭に「**災2**」「震災以前の診療に関する一部負担金等の額」と、記録します。

（厚生労働省関係通知）

平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」記の3

Q 3 6月診療以前分を請求する場合の、診療報酬請求書等の記載方法を教えてください。

(答)

レセプトを紙媒体により支払基金に請求する場合には、診療報酬請求書を作成してください。

診療報酬請求書の記載にあたっては、保険者を特定できなかったレセプトについて、診療報酬請求書の備考欄に「未確定分」と記載し、その横に、件数、診療実日数、点数等の所定事項（調剤の場合は診療実日数ではなく処方せん受付回数、入院の場合は併せて食事療養・生活療養に係る件数、回数、金額等を記載）を一括して記載 します。

「本人・家族等別」、「支払猶予分・支払いを受けた分等」に分けて記載する必要はありません。

保険者を特定できたレセプト（通常のレセプト、「不詳」と記載したレセプト、支払いを猶予したレセプト）については、該当する区分（本人、家族等）の該当する管掌（01 協会けんぽ、06 健保組合等）に合算して記載してください。

注 1)オンライン又は磁気媒体により請求するレセプトについては、診療報酬請求書を作成する必要はありません。

注 2)支払基金のみの取扱いとなります。

(厚生労働省関係通知)

平成 23 年 4 月 1 日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その 2）」記の 3 (2)

Q 4 6月診療以前分を請求する場合の、紙レセプトの束ね方はどうなりますか。

(答) 紙レセプトを支払基金に提出するときは、

- 「猶予措置に係るレセプト(「**災1**」「**災2**」と記載)¹
- 」
- (Q2で作成した紙レセプトになります。)
- 「保険者が特定できなかったレセプト²」
- (Q1で作成した紙レセプトになります。)
- 「それ以外のレセプト³」
- (Q1で作成した紙レセプト(「不詳」と記載)と通常の紙レセプトになります。)

の順に束ねて、一番上部にQ15で作成した診療報酬請求書を添付するようお願いします。

- 1 同一の患者について、猶予措置等に係るレセプト(「**災1**」と記載)と猶予措置等の対象とならないレセプトがある場合は、2枚1組にすることとされていますので、一緒に束ねてください。
 - 2 保険者が特定できなく、かつ、猶予措置に係るレセプト(保険者番号が空欄で、「**災1**」「**災2**」と記載)は、こちらに含めてください。
 - 3 「不詳」と記載したレセプトと通常のレセプトは、分けて束ねる必要はありません。
- また、診療報酬請求書等に記載されているとおりの、本人・家族等の区分、協会けんぽ・共済組合・健保組合等の管掌の順番に束ねてください。

